

質 疑 応 答 書

業務名：広島城天守の木造復元に向けた技術検討業務

質 問	回 答
<p>1. 公募型プロポーザル説明書 P.2「5 応募資格」についての文中(1)カ「提案書の提出者又は再委託予定事業者が、元請として、次のいずれかに該当する業務又は工事の実績を有していること」とありますが、調査、検討、設計業務は、業務の性質上、専門性の高い業務については下請等重層構造となる場合が多いので、下請経験も実績として可と考えてよろしいでしょうか（提案書（様式5）の P.5 同種又は類似業務の実績欄の注釈に「受注区分欄は、当該業務の受注区分（元請等）を記入してください。」と記載があるため確認です。）。また、可の場合、元請実績との評価の差はありますでしょうか。</p>	<p>【説明書 5(1)カ】について、参加者の必要な条件は、元請として、実績を有していることです。したがって、下請としての実績は応募資格の対象ではありません。</p> <p>なお、【様式5 2(2)同種又は類似業務の実績】の受注区分欄については、単独での元請受注か共同企業体での元請受注かを記入してください。</p>
<p>2. 提案書（様式5）P.7「3 従事予定者の経験・能力」に記載する者について、必要な提出書類は、保有資格等を証明する資格者証の写しのみと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、応募者および再委託予定事業者以外に所属する者を「従事予定者」として記載してもよろしいでしょうか。</p>	<p>【様式5 3 従事予定者の経験・能力】について、併せて提出する書類はお見込みのとおりです。</p> <p>また、従事予定者は、応募者又は再委託予定事業者に所属する者を記入してください。</p>
<p>3. 公募型プロポーザル説明書 P.2「5 応募資格 カ」の「神社仏閣（木造のものに限る。）の改修又は復元に関する調査、検討、設計又は工事の実績」で、重要文化財指定等を受けていない一般的な神社仏閣建築の場合、「復元」を「伝統構法による新築」と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>【説明書 5(1)カ】について、復元は、往時の規模・構造・形式等を忠実に再現する行為をいいます。</p> <p>この度の「伝統構法による新築」がこれに当たれば、実績に該当します。</p>
<p>4. 公募型プロポーザル説明書 P.2 5(2) 共同企業体の応募資格キに共同企業体結成届、協定書の写し、委任状は「提案書の提出までに締結し、共同企業体結成届等を提出すること。」とありますが、6月30日までであればいつ提出してもよろしいのでしょうか。</p>	<p>【説明書 5(2)キ】について、応募資格確認申請書提出時において協定の締結がなされていない場合は、提案書の提出までに、共同企業体結成届、共同企業体協定書の写し、委任状を提出してください。協定が締結されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けません。</p>

質 問	回 答
<p>5. 本業務は契約時に前払金があるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、その想定額は特約事項にある支払限度額のうち令和5年度の26,000,000円と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>前払金はありません。</p> <p>なお、委託契約金額は、契約に基づき会計年度ごとに支払います。各会計年度における支払限度額は、特約事項(案)のとおりです。</p>

(注)・この質疑応答書は、基本仕様等の追補とみなします。

- ・質問は質問内容が明確になるよう、一部記載を整えています。